

身体拘束廃止に関する指針

第1章 身体拘束廃止に関する考え方

第1条 目的

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

「グループホームめぞん・ぽぷら（以下「ホーム」という。）」では、国が定める「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「国基準」という。）」の第35条の2（身体拘束等の禁止）第3条第2号の規定に基づき本指針を定め、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援・介護の実施に努めます。

第2条 関係法令に従った身体拘束禁止の規定

当ホームでは、利用者に対する支援・介護等のサービス提供にあたり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」などの関係法令の定めに従い、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

第3条 緊急やむを得ない場合の例外三原則

当ホームでは、利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援・介護を行うことが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- (1) 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件を全て満たすことが必要です。

第2章 身体拘束廃止に向けての基本方針

第4条 身体拘束の原則禁止

当ホームでは、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

第5条 やむを得ず 身体拘束を行う場合

当ホームでは、本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は「身体拘束廃止委員会」を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が著しく高い場合で、第3条で示した3つの要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意(別紙様式1)を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

第6条 日常ケアにおける留意事項

当ホームでは、身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ア) 利用者主体の行動・尊厳ある生活の提供に努めます。
- イ) 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ウ) 利用者主体の思いを汲み取り、利用者の意向や希望等に沿った支援・介護を行い多職種協働で、利用者個々人に応じた丁寧な対応を心がけます。
- エ) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、「身体拘束廃止委員会」において検討します。
- オ) 「しょうがない」という安易な判断から拘束に準ずる行為を行っていないか、常に検証しながら 利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

第3章 身体拘束廃止に向けた体制

第7条 身体拘束廃止委員会の設置

国基準第 35 条第 3 条第 1 号に基づき、当ホームでは、身体拘束の廃止に向けて「身体拘束廃止委員会（以下「委員会」という）を設置します。

1. 設置目的

本委員会の設置目的は以下のとおりです。

- ア) ホーム内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- イ) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ウ) 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- エ) 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

2. 委員会の構成員

本委員会は以下のもので構成されます。

- ア) 管理者
- イ) サービス管理責任者
- ウ) 世話人
- エ) 生活支援員

3. 委員長

本委員会の委員長は「管理者」とします。

なお、管理者の不在時は「サービス管理責任者」が代行します。

4. 委員会の開催

委員会は年に 1 回以上開催します。

第4章 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

第8条 身体拘束を実施する際の手順

当ホームでは、本人または他利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員が参集し委員会を開催し、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、具体的に身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3つの要素の全てを満たしているか否かを委員会において入念に検証します。

要件を検証した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

(2) 利用者本人や家族に対する説明

利用者本人又は家族等に対し、身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、拘束期間を延長する必要がある場合については、事前に契約者・家族等と実施している拘束の内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

(3) 記録と再検討

国基準第35条第3条第2号に基づき、本ホームでは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、生活記録にその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法等を逐次検証します。その記録は2年間保存し、所轄庁等の実地指導や監査が行われる際に提示できるようにします。(別紙様式2)

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討等の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- (a) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (b) 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (c) 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイトレール)で囲む。
- (d) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (e) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (f) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (g) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げないようなイスを使用する。
- (h) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- (i) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (j) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (k) 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

第5章 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

第9条 職種別の役割

当ホームでは、身体拘束の廃止をめざし、各職種の専門性に基づくアプローチから、組織的に支援・介護を行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割を責任もって実行します。

(1)「管理者」の役割

- ア) 支援・介護の現場における諸課題の総括責任
- イ) ホームにおける身体拘束廃止への取り組みにおける総括責任(委員長)

(2)「サービス管理責任者」の役割

- ア) 医療機関、家族との連絡調整
- イ) ホームのハード、ソフト面の改善
- ウ) 家族の意向に添った支援・介護の確立
- エ) 利用者個々の心身の状態を把握し、利用者・家族の意向に添った個別支援計画の作成
- オ) 組織的な支援・介護のための個別支援計画の普及、評価、見直し
- カ) 記録の整備
- キ) 管理者の不在時は、管理者の役割を代行

(3)「世話人・生活支援員」の役割

- ア) 拘束がもたらす弊害(リスク)を正確に認識する
- イ) 利用者の尊厳を理解する
- ウ) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- オ) 利用者個々の心身の状態を把握し、個別支援計画に基づいた支援・介護に努める
- カ) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- キ) 記録は正確かつ丁寧に行う

(4)「世話人・生活支援員(看護師又は准看護師資格を有するもの)」の役割

- ア) 医師や協力医療機関等との連携
- イ) ホーム内における医療行為の範囲の整備
- ウ) 重度化する利用者の状態観察
- オ) 記録の整備

第10条 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

国基準第35条第3号に基づき、当ホームでは、全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援・介護の励行を図り職員教育を行います。

- ア) 教育・研修(年1回以上)の実施
- イ) 都道府県及び市町村、関係機関等が開催する外部研修への参加
- ウ) 新規採用者に対する身体拘束廃止・改善のための研修実施
- エ) その他必要な教育・研修の実施

第 11 条 本指針の閲覧

本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるよう「みんなの部屋（食堂）」に掲示すると共に、当施設のホームページでも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにします。

（附則）

- 1．この指針は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 2．この指針は、平成 28 年 2 月 1 日より施行する。
- 3．この指針は、平成 28 年 5 月 1 日より施行する。
- 4．この指針は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 5．この指針は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
- 6．この指針は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

第3条関係（別紙様式1）

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- | | |
|---|--|
| A | 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い |
| B | 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない |
| C | 身体拘束その他の行動制限が一時的である |

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 場所、行為（部位・内容）	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設名 グループホームめぞん・ぼぷら
 管理者 (印)
 説明者 (印)

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

_____年__月__日

氏名 _____ (印)
 (続柄 _____)

第8条(3)(4)関係(別紙様式2)

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録			
			様
月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者 サイン